

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年6月29日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の3件の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

- (1) 環境省が平成27年4月28日付けで全国の都道府県知事に対して発出している「環廃対発第1504281号」において、溶融固化施設の運用を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書（沖縄県に対する環境省の通知、事務連絡等）
- (2) 環境省が令和3年3月3日付けで全国の都道府県知事に対して発出している「環適発第2103032号」においても、溶融固化施設の運用を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書（沖縄県に対する環境省の通知、事務連絡等）
- (3) 沖縄県が、平成26年度から溶融固化施設の運用を7年以上休止している中城村北中城村清掃事務組合の構成市町村である中城村と北中城村に対して、最終処分場の整備や溶融固化施設の再稼働を求めずに循環型社会形成推進交付金を交付するための事務処理を行っている理由が分かる公文書（沖縄県に対する環境省の通知、事務連絡等）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、該当する公文書は作成又は保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月6日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和3年12月17日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

環境省が都道府県知事に対して発出している通知において、「最終処分場の整備」に関する記述がある理由をも分からずに都道府県が国の通知に従って事務処理を行うことはできないため。また、国は理由もなく都道府県知事に対して通知を発出することはできないため。

3 審査請求人の反論（要旨）

(1) 国が都道府県知事に対して市町村に対する周知を求めている通知（平成27年4月28日付けで「環廃対発第1504281号」及び令和3年3月3日付け「環適発第2103032号」（以下総称して「環境省通知」という。）は、市町村が熔融固化施設を1年以上休止している場合であっても、休止したまま廃止する場合に補助金等の返還を要しない代替措置として当該市町村に対して最終処分場の整備を求めているものである。

(2) 「ごみ処理の広域化」に当たって、県が第一号法定受託事務として行っている事務処理は、国の補助金等を利用して既存施設を整備している複数の市町村が新たに整備する広域施設に対して国の補助金等を交付するための事務処理になる。

したがって、県の事務処理には既存施設の財産処分に関する事務処理（法令の定めに従って適正な財産処分が行われることを確認するための事務処理）も含まれることになる。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき環境大臣が定めている基本方針において、市町村が「ごみ処理の広域化」を推進する場合は、都道府県が市町村間の調整を行うことになっている。県が市町村による「ごみ処理の広域化」に対する事務処理を行っている対象市町村には、防衛省の補助金により既存施設を建設している中城村北中城村清掃事務組合の構成市町村である中城村及び北中城村が含まれている。

県が当該2村に対し廃棄物処理法に基づき必要な技術的援助を与えるためには、当該組合における財産処分に関する公文書を取得又は作成していなければならないことになる。

(4) 県は、環境省通知において、「最終処分場の整備」に関する記述がある理由を知らないまま当該通知を受領し、又は浦添市と中城村と北中城村による「ごみ処理の広域化」に対する事務処理を行うことはできない。なぜなら、廃棄物処理法の基本方針により県は、ごみ処理の広域化において市町村間の調整を行う役割を担っており、2村が設立している清掃事務組合は防衛省の補助金を利用して整備した熔融固化施設の運用を休止したまま財産として所有している予定であるからである。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

(1) 環境省通知は、同省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（溶融固化施設の財産処分）及び休止報告について示したものであり、市町村に対して最終処分場の整備を求めているものではない。したがって、「最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書」も当然保有していないこととなる。

なお、当該通知が溶融固化施設を休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めているものではないことは、環境省にも確認している。

(2) 循環型社会形成推進交付金の交付に関する事務は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第26条第3項に基づく県の第一号法定受託事務であり、県が行う同事務と、市町村及び一部事務組合における最終処分場の整備や溶融固化施設の再稼働は別のものである。

廃棄物処理法において一般廃棄物の処理や当該処理に係る施設の整備は市町村の自治事務となっていることから、県が市町村に対し一般廃棄物の処理に係る最終処分場の整備や溶融固化施設の再稼働を求める権限はない。

県は、環境省から最終処分場の整備や溶融固化施設の再稼働を求める旨の文書を取得しておらず、また作成していない。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ以下のとおり確認を行い判断した。

(1) 本件請求のうち2件は、「環境省通知において、溶融固化施設を1年以上休止している市町村に対して最終処分場の整備を求めている理由が分かる公文書」となっている。

審査会において環境省通知を確認したところ、当該通知は「平成9年度から平成16年度までの間に、ごみ焼却施設の新設に当たり、溶融固化施設の設置を補助要件とした廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付を受けたものであって、整備後1年以上休止している溶融固化施設」について、当該施設を財産処分する際の環境省の承認に必要な条件等を定めたものであり、溶融固化施設の休止について最終処分場の整備を求める等の条件を定めているものではないことが認められた。

なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）」によると、財産処分の種類は、転用、譲渡、交換、貸付、取り壊し、廃棄となっており、施設の休止は含まれていない。

よって、本件請求の対象とされる「環境省通知において市町村に対し最終処分場を求めている理由が分かる公文書」が存在しないとする実施機関の判断に不合理、不自然な点はないものと認められる。

(2) 本件請求のうち1件は、「沖縄県が、溶融固化施設を7年以上休止している中城村北中城村清掃事務組合の構成市町村である中城村と北中城村に対して、最終処分場の整備や溶融固化施設の再稼働を求めずに循環型社会形成推進交付金を交付するための事務処理を行っている理由が分かる公文書」となっている。

県が循環型社会形成推進交付金を交付するための事務については、補助金適正化法に基づく第1号法定受託事務であることが認められ、県が当該事務を行うに

当たって最終処分場の整備等を求める根拠はないものと認められる。

また、廃棄物処理法第4条の規定により、一般廃棄物の処理に関する事業の実施は市町村の責務として規定されており、一般廃棄物に係る最終処分場の整備や溶融固化施設の整備についても、同法の規定による市町村の自治事務であることから、当該施設の整備や運用については市町村の判断によるものであり、補助金等の交付事務を根拠として県が市町村へ当該施設の整備等を求める権限はないものと認められる。

よって、実施機関が本件請求文書に相当する文書を保有していないとする説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月20日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和4年7月20日	審議（第336回）
令和4年8月18日	審議（第337回）